明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六一）　一
〔告示〕
○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通一五四〇）　一〇三
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（同一五四一）　一〇三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇三

省令

○国土交通省令第六十一号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第三条第四号及び第十八条第二項並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成五年政令第二百五十五号）第二条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第六条第一号、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第三条並びにマンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）第二十八条第一号の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ロ中「同項第三十四号の三」を「同項第三十四号の四」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「同項第三十四号の三」を「同項第三十四号の四」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ロ中「同項第三十四号の三」を「同項第三十四条の四」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第二号中「同項第三十四号の三」を「同項第三十四条の四」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下この条において「特定優良賃貸住宅法」という。）第六条に規定する特定優良賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する賃貸住宅（以下この条において「特定優良賃貸住宅等」という。）に入居している者の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条に規定する所得の計算については、平成二十三年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（次項において「新特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日前に特定優良賃貸住宅等の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る特定優良賃貸住宅法第三条第四号イ並びに新特定優良賃貸住宅法施行規則第七条第一号、第二号及び第四号並びに第二十六条第三号及び第五号に規定する所得の計算については、新特定優良賃貸住宅法施行規則第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。第一条の規定による改正前の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第七条第三号及び第二十六条第四号に規定する事情がある場合において同日前に特定優良賃貸住宅等の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特定優良賃貸住宅等の入居の申込みをした者に係る新特定優良賃貸住宅法施行規則第七条第三号及び第二十六条第四号に規定する所得の計算についても、同様とする。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四十八条に規定する高齢者向けの優良な賃貸住宅に入居している者の高齢者の居住の安定確保等に関する法律施行令第三条に規定する所得の計算については、平成二十三年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

○国土交通省告示第千五百四十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫